

「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」 設置要綱

1 背景・目的

水産庁は、ICT を活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や、操業の効率化・漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産業」を推進している。2019 年度には、この推進のために産官学の有識者会議である「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」を開催し、検討内容のとりまとめを提言として受けたところである。

同とりまとめにおいては、スマート水産業を推進するにあたり、安心してデータを利活用することを可能とするためにデータポリシーの確立や、データを様々な場面で利活用するためのデータ標準化の必要性について言及されている。本協議会は、このとりまとめ結果を受け、水産業関係データの標準化や、データポリシーの在り方等の論点について、有識者を招いて検討を行うものである。

2 主な検討事項

- (1) スマート水産業において想定されるデータの連携及びそのためのルール等の検討
- (2) データ連携を行うためのデータ標準化の検討
- (3) その他、上記の検討に必要な対応に関する検討

3 協議会の組織・運営

- (1) 協議会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーによって構成する。
- (2) 本協議会に主査を置く。主査は委員の中から選出する。
- (3) 協議会委員の了解の下、協議会における協議事項について専門的な知見・経験からの助言を得るために、外部から専門家を招聘することができる。
- (4) 協議会委員の了解の下、協議会とは別に、専門的・技術的な事項を協議する場を設けることができる。
- (5) 協議会は、公開とする。
- (6) 協議会の資料及び議事要旨は、会議終了後、出席者の了解を得た上で、水産庁のホームページにより公表する。
- (7) 上記にかかわらず、協議会の運営に支障があると認められる場合等においては、会議を非公開とし、会議資料の全てまたは一部を非公表とすることができる。

4 その他

- (1) 協議会は、水産庁増殖推進部漁場資源課の協力の下、株式会社NTTデータ経営研究所（事務局）が運営する。
- (2) 協議会を開催するにあたり必要となる資料の作成、関係者との調整等については事務局が行う。
- (3) その他、協議会の運営に必要な事項は、事務局と委員との協議の上で別途定めることができる。

(別紙)

**「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」
委員名簿**

【委員】(敬称略・五十音順) ◎は主査

- ◎ 宮下 和士 北海道大学 教授
和泉 雅博 日本事務器株式会社 バーチカルソリューション企画部
シニアマーケットター
佐野 稔 北海道立総合研究機構 栽培水産試験場 調査研究部長
寺澤 幸裕 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士
渡慶次 力 福井県立大学 准教授
松本 浩文 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校 准教授
三浦 秀樹 全国漁業協同組合連合会 常務理事

【オブザーバー】

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課
水産庁 漁政部 企画課
水産庁 増殖推進部 研究指導課
国立研究開発法人 水産研究・教育機構
一般社団法人 漁業情報サービスセンター

【事務局】

株式会社NTTデータ経営研究所